

株主資本等変動計算書

△問▽

今まで、株主総会に出していた利益処分案は必要がなくなり、それに代って、新しく株主資本等変動計算書が求められると聞いているが、具体的な書式の内容や書き方を教わりたい。

△答▽

株主資本等変動計算書を 総会招集通知に付けて送付

従来までは、株主総会に利益処分案を提出して、配当や、役員賞与や、利益の繰越などを決めていました。

新しく「株主資本等変動計算書」が必要となり、今までの利益剰余金処分案は、いらなくなりました。

新会社法では、株主に出す定時総会の招集通知に、次の書類を添付して送付しなければなりません。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 事業報告書（従来の営業報告書）
- ④ 株主資本等変動計算書

経営の散歩道

新会社法の対応 5

— ざぱり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

・ 剰余金の配当は、期中のいつでも、何回でも支払うことが可能となったため、従来の、期末の利益処分案の作成では、剰余金の変動を表すことができなくなったためです。

◇ 資本を七区分で表示

・ 今までの利益剰余金処分案や、欠損のときの欠損金処理案は、新しい会社法のなかでの規定がなくなり、「剰余金の配当の手続」や「資本の部の計数の変動手続」や「役員賞与」などの規定に包含されています。

・ 株主資本等変動計算書の内容は、次の七つに区分して資本合計します。

- ① 資本金
- ② 資本剰余金
- ③ 利益剰余金
- ④ 自己株式
- ⑤ 評価換算差額等
- ⑥ 新株予約権
- ⑦ 少数株主持分

◇ 剰余金の内容

・ 剰余金は、自己資本のうち、資本金を超える部分が剰余金となります。

・ 資本剰余金は、株主払込剰余金、合併差益、自己株式処分差益など、剰余金の発生源が株主から出資されたもの。

・ 利益剰余金は、毎年度の利益や損失、または、積立金などが積み重なったものなど、剰余金の発生源が利益となるもの。

・ 新株予約権は、株式会社に対して行使することにより、その株式会社の株式の交付を受けることができる権利のことです。

新会社法では新株発行と同様の手続きが規定されています。

株主資本等変動計算書（公開草案）（注）数値は例示

（単位：千円）

	株主資本					評価換算 差額等	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計				
前期末残高	50,000	10,000	5,000	▲ 100	64,900	1,000	1,000	100	67,000
当期変動額									
新株の発行	50,000	50,000			100,000				
剰余金の配当			▲ 100		▲ 100				
当期純利益			400		400				
自己株式の取得				▲ 200	▲ 200				
自己株式の処分				300	300				
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）						100			
当期末残高	100,000	60,000	5,300	0	165,300	1,100	1,000	100	167,500

（出所）大和証券「詳解・新会社法」：企業会計基準委員会における「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」の計算書をもとに一部改訂